

ジャパンハートクラブ認定トレーナー（ベーシック）制度規程

（目的）

第1条 特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ（以下「JHC」という。）の「ジャパンハートクラブ認定トレーナー（以下「認定トレーナー」という。）の認定制度（以下「本制度」という。）は、回復期、特に維持期における循環器疾患患者並びに生活習慣病の有患者等の運動療法を担う運動指導者に対し、心臓リハビリテーションの技法と運動心臓病学の知識等を教授し、以下の能力を具備した者に認定トレーナーの呼称を与える。認定資格にはベーシックとアドバンスの2種類あるが、本規定はジャパンハートクラブ認定トレーナーベーシック（JHCT B）の規程であり、心臓リハビリテーションに関する基本的な知識の取得し、必要や情報を提供や医療連携ができるようになることを目的とする。

- ①運動指導に必要な医学的情報や心肺運動負荷試験等に基づく運動処方を理解できる。
- ②個人の健診・医学データに基づき的確な生活指導・運動指導ができる。
- ③運動実施中の情報を医療機関と相互に情報共有できる知識・能力を養い、国民の健康の維持増進に積極的に貢献する。

（運営機関）

第2条 本制度の運営はジャパンハートクラブ認定トレーナー制度委員会（以下、「委員会」という）が行う。

（審査）

第3条 認定トレーナー認定試験（以下「認定試験」という。）に合格した者に対し理事会に報告のうえ、認定証を交付する。

（受講・受験資格）

第4条 受講・受験資格は下記に定める。

- (1) 医師、看護師、理学療法士、臨床検査技師、管理栄養士、薬剤師、臨床工学技士、臨床心理士、公認心理師、作業療法士、健康運動指導士（心臓リハビリテーション指導士の受験資格）を保有し受講を希望する者とする。
 - (2) 運動指導に関わる者で受講を希望する者とする。
 - (3) 上記以外で本人から申請があり、委員会で受講が受理された者とする。
- 2 受験は細則に定める資格を保有する者とする。

（受験のための講習と履修証明書の有効期間）

第5条 受験のための講習は6カ月間とする。受験資格を有し、全ての受講を完了した者に履修証明書を発行する。なお、履修証明書の有効期限は受講期間の翌月から3年間とする。

(認定)

第6条 認定トレーナー認定試験（以下「認定試験」という）は全て受講完了した者が受験可能となる。認定試験に合格した者に、第8条に掲げる資格要件等を審査し、適格と判断された者を認定する。認定試験に合格し、当法人の活動会員になった者に認定証を交付する。

(資格の有効期限と更新)

第7条 認定トレーナーの認定期間は認定日から3年間とし、次の各号に該当する者の認定期間を延長する。

- (1) 3年間で3回以上、細則に定める講習会等に参加した者とする。
- (2) 講習会等の参加は細則に定める講習会の参加証または領収書をもって証明する（複写可）。
- (3) 更新時に受験に必要な資格を保有していること。
- (4) 更新時に活動会員であること。
- (5) 最長2年間更新の猶予を認める。ただし、その理由を書面で提出するものとする。

(欠格)

第8条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の登録取消、又は登録更新を行わないことができる。

- (1) 受講申請及び受験申請並びに登録更新申請において不正行為を行った場合。
- (2) 証明書類等を改竄した場合。
- (3) 素行が著しく不良で、認定トレーナーとして適任と認められない場合。
 - ア. 日本国刑法により、刑罰が確定され、懲役刑となった者。
 - イ. 所属する団体・企業等において、体罰やセクハラ等を行ったことにより、当該組織を追放（解任・除名・免職等）された者。
 - ウ. 暴力団など反社会的組織の構成員または準構成員となっている者。
 - エ. 自己の利益の追求のため、健康被害にならないと立証されていない食品等や器具などを積極的に宣伝あるいは販売している者。
 - オ. その他、当法人の理事長が、著しく素行不良と認定した者。

(資格の喪失)

第9条 認定トレーナーは、次の事由によりその認定の有効期間が終了したとき資格を喪失する。

- (1) 活動会員としての資格を喪失したとき

なお、一旦資格を喪失した者が再度認定を希望するときには、初回認定と同様の手続きが必要である。

(名称の使用制限)

第10条 認定トレーナーとして登録していない者または、更新の猶予期間中の者は認定トレーナーの名称を使用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 この規程において取得した個人情報については、当法人の「個人情報保護方針」を遵守して保管・運用し、あらかじめ本人の同意を得た場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、JHCの理事会で議決されなければならない。

細則

この規則の施行についての細則は、別に定める。

附則

この規程は、2023年7月1日から施行する